

会計年度任用職員（調理員（児童相談所-日額））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（調理員（児童相談所-日額））
採用予定人数	若干名
職務内容	一時保護所に係る調理業務
応募資格	次に掲げる要件のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理業務の経験がある方 ・ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる方 <p>地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
任用期間	任用日から任用年度末日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市児童相談所（札幌市中央区北 7 条西 26 丁目及び北 8 条西 24 丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所
勤務日・時間	1 勤務日数 4 週間当たり 8 回を超えない範囲内で所属長が定める。 2 勤務時間 4 週間を通じて 1 週間当たり 1 2 時間を超えない範囲内で所属長が定める。 1 日当たり 6 時間とし、その割振りは次のいずれかから所属長が定める。 (1) 超早番 5 時 4 5 分から 1 2 時 3 0 分まで (2) 早 番 7 時 0 0 分から 1 3 時 4 5 分まで (3) 中番 A 8 時 1 5 分から 1 5 時 0 0 分まで (4) 中番 B 9 時 0 0 分から 1 5 時 4 5 分まで (5) 遅 番 1 2 時 4 5 分から 1 9 時 3 0 分まで 3 休憩時間 (1) 上記 2 (1) の場合 8 時 1 5 分から 9 時 0 0 分までの 4 5 分 (2) 上記 2 (5) の場合 1 5 時 1 5 分から 1 6 時 0 0 分までの 4 5 分 (3) それ以外の場合 1 2 時 1 5 分から 1 3 時 0 0 分までの 4 5 分
給与	日額 5,934 円（地域手当含） ※上記の金額は令和 5 年 10 月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当（支給要件あり）
休暇	年次休暇（任用当初から付与）
社会保険	適用なし
福利厚生	不加入
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：随時 ・面接日程：随時 ・合否決定時期：随時

	<p>・応募方法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）】 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き</p>
<p>個人情報の 取扱い</p>	<p>履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。</p>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。